

福井県報

第 367 号
令和 7 年
9月16日 (火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 道路の区域の変更（384・道路保全課）……………1
- 道路の供用の開始（385・同）……………1
- 道路位置指定の廃止（386・三国土木事務所）……………2

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（危機管理課）……………2
- 建築士法第9条第1項に基づく建築士の免許の取消し（建築住宅課）……………2

告 示

福井県告示第384号

一般国道305号の下記区間において、道路拡幅工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和7年9月16日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月16日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般国道	305号	新	丹生郡越前町米ノ71字 下上野52番地先から 丹生郡越前町米ノ52字 下坊瀬73番2地先まで	9.3 ～ 23.6	194.9
		旧	丹生郡越前町米ノ71字 下上野52番地先から 丹生郡越前町米ノ52字 下坊瀬73番2地先まで	7.1 ～ 22.3	194.9

福井県告示第385号

一般国道305号の下記区間において、道路拡幅工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和7年9月16日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月16日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	305号	丹生郡越前町米ノ71字 下上野52番地先から 丹生郡越前町米ノ52字 下坊瀬73番2地先まで	令和7年 9月16日

福井県告示第386号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を廃止したので、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

福井県三国土木事務所長 野坂 博之

廃止した道路の概要

指定番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置	指定 年月日
57-3	6.00	55.00	坂井市坂井町御油田 24字304の一部	昭和58年 3月3日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月16日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県災害情報インターネットシステム内閣府新総合防災情報システムとの連携等に
伴う改修 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 落札者を決定した日
令和6年8月22日
- 落札者の名称および住所
日本無線・マルツ電波福井県災害情報インターネットシステム再構築業務共同企業体
福井県福井市豊島2丁目7番4号
- 落札金額
76,800,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
既存の災害情報インターネットシステムを内閣府の整備する「新総合防災情報システ

ム」等、他システムに連携させるために災害情報インターネットシステムのプログラムやインターフェースを変更することが必要となる。既存の災害情報インターネットシステムの著作権は、製造元である日本無線・マルツ電波福井県災害情報インターネットシステム再構築業務共同企業体にある。

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和7年9月16日

福井県知事 杉本 達治

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許の取消しを受けた建築士の別	免許の取消しを受けた建築士の登録番号	免許の取消しの理由
令和7年9月16日	堂橋誠一	二級建築士	第2628号	建築士法第9条第1項第2号による(死亡の届出)

